

## 財形住宅預金規定

### 1. (預入れ方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

### 3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払いは、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前記(1)による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金のご契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期限に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満……当組合所定の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上……当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期限に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。
- (5) この預金の利息計算方法は、年率計算とし、1年、2年超の日数を日割で計算します。

### 5. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

### 7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

## 8. (税金の追徴)

この預金の利息について、次の各号の該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って計算した税額を追徴します。

- ① 前記3. によらない払出しがあった場合。
- ② 前記3. による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- ③ 前記3. による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残高の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

## 9. (差引計算等)

- (1) 前記6. の②の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税金を追徴できるものとします。

- ① 前記6. の②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税金を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額の満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

## 10. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

## 11. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後に支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記1. の(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度を超えて預入があった場合。

## 12. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当組合所定の書面によって当店に申し出てください。

## 13. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) このご契約の証や印章を失ったとき、または印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) このご契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当組合所定の書式により行います。

## 16. (ご契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、ご契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

## 17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金（期日指定定期預金については同規定第11条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については同規定第12条第1項にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく意義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上（令和2年1月現在）